

## 【商品概要説明書】

### スーパー定期貯金＜単利型＞

(平成29年6月1日現在)

1. 商品名	・スーパー定期貯金＜単利型＞ (愛称：H29サマーちょリス定期)
2. 販売期間	・平成29年6月1日(木)～平成29年8月18日(金)
3. 販売対象	・個人
4. 期間	・定型方式 1年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・20万円以上1,000万円未満 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・自動継続の場合、初回満期日以降の金利は継続日当日の店頭表示金利とします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・2.0% (国税1.5%、地方税0.5%) の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。 ・金利については、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れられます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・一定条件を満たした個人の場合は、マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (ア) 6か月未満……………解約日における普通貯金利率 (イ) 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
11. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：059-354-8865）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県JAバンク相談所（電話：059-229-9104）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。</p> <p>詳しくは上記三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>13. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この商品はJAみえきたの企画です。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・窓口のみでのお取扱いとなります。ATM（現金自動預払機）によるお預け入れは対象外です。</li> <li>・新規お預け入れが対象です。但し、キャンペーン期間中に満期をむかえるスーパー定期貯金の増額書替にてお預け入れを希望される方は、1契約につき、30万円以上の新たな増額をしていただいた上で、額面50万円以上のご契約も対象とさせていただきます。（※大口定期貯金の継続でのお預け入れの方は対象外となります。）</li> <li>・当JAで実施する他のキャンペーン等との併用はできません。</li> <li>・本商品は、金利情勢等の変化により、キャンペーン期間中であっても「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

